

広報調査員（非常勤職員）の採用について（2）

職種	内閣官房内閣広報室広報調査員（非常勤職員）
職務の内容 及び待遇等	<p>1. 職務内容</p> <p>(1) 内閣における戦略的な広報活動に関する分析・企画・立案・実施</p> <p>(2) ツイッターやフェイスブック等ソーシャルメディアの企画・立案・運営（緊急対応を含む）</p> <p>(3) ソーシャルメディア等に掲載する動画の企画・撮影・編集 等</p> <p>2. 待遇等</p> <p>(1) 一般職の職員の給与に関する法律(昭和 25 年法律第 95 号)に基づき、学歴、就職後の経験年数等を勘案の上、日額単価を決定し、その日額に勤務日数を乗じて支給します。</p> <p>(2) 通勤手当については、一般職の職員の給与に関する法律(昭和 25 年法律第 95 号)に基づき支給します。</p> <p>(3) 賞与、昇格はありません。</p> <p>(4) 健康保険、厚生年金保険等の適用はありません。</p>
求める人材	インターネットを通じた情報発信における高い知識、広報業務に関する高度な専門的知識を有するとともに、PR・広報の実務経験（3年以上若しくはそれと同等と認められる期間）を有し、広報戦略に関する的確な助言が実施できる者。
応募資格	<p>1. 次のいずれかに該当する者は、今回の募集に応募できません。</p> <p>(1) 日本国籍を有しない者</p> <p>(2) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>(3) 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者</p> <p>(4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者</p> <p>(5) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）</p>
選考方法	<p>一次選考：書類審査、二次選考：面接</p> <p>※書類審査の結果、二次選考（面接）を行うこととなった方のみ二次選考の日時・場所等をご連絡いたします。</p>
勤務条件	<p>勤務地：東京都千代田区</p> <p>勤務時間：週5日、29時間以内</p> <p>土・日・祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）は休み</p>
採用予定人数	1名

採用予定期間	令和4年5月1日～令和6年3月31日まで（予定） （職務状況等によって任期の変更、更新があり得ます。）
応募受付期間	令和4年3月31日（木）（必着）
問い合わせ先	（問合せフォームアドレス） https://www.cas.go.jp/form_kouhoushitsu_saiyou.html ※採用に関するお問い合わせは、上記問合せフォームにてお受けいたします。氏名、連絡先（電子メールアドレス）、質問事項を問合せフォームに記載ください。受領後、担当者よりご連絡させていただきます。（電話によるお問い合わせはお受けいたしかねますので、ご遠慮いただきますようお願いいたします。）
応募要領	1. 応募方法 下記提出書類を担当あて郵送（応募締切日必着）してください。封筒表面に朱書きで「広報戦略広報調査員2 応募書類」と記述してください。応募書類は返却いたしません。なお、応募書類に記載された個人情報につきましては、本採用に関する手続き以外の目的には使用いたしません。 2. 提出書類 ① 履歴書（市販の用紙で可）※写真貼付 ② 志望理由をまとめたもの（A4 縦、横書） ③ これまでに従事した業務の内容を具体的にまとめたもの（A4 縦、横書） ※専門知識、経験に関する資料、資格に関する証明書類があれば、写しをご提出ください。 3. 提出先 〒100-8968 東京都千代田区永田町 1-6-1 内閣官房内閣広報室 総務担当
留意事項	採用内定後、戸籍謄本（戸籍抄本又は住民票に本籍地が記載されているものでも可）をご提出いただきます。 採用後、当該非常勤職員の現に所属するか又は過去2年間に属していた事業者等については、当該非常勤職員が妥当性評価及び助言等を行う調達案件には入札できませんので、予めご了承ください。
備考	